

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（248）」
2. 日時：平成29年7月31日 13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、  
正岡安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室室長代理 他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」について、本日の提出資料に基づき、防潮堤の設計変更に伴う再評価が必要な事項以外の事項に関する説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 審査会合資料は、東海第二の外部火災対策の全体概要を示した上で東海第二の特徴を盛り込んで整理したものとすること。
  - 非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタ内への流入空気の許容温度である「製品使用温度」の根拠を整理して提示すること。
  - 「東海第二発電所に影響を与える可能性のある保管施設に対する評価」の対象施設のうち JAEA の使用済燃料貯蔵施設（北地区）は公衆被ばく線量評価でも影響ないとしているが、他の施設においても公衆被ばくへの影響について整理して提示すること。
  - 落下事故の発生実績がないカテゴリに対する航空機落下確率の算出に用いている  $\chi^2$  二乗分布について、当該算出に用いる妥当性を整理して説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）
- ・ 東海第二発電所 外部火災影響評価について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（第6条））
- ・ 東海第二発電所における航空機落下確率評価について
- ・ 東海第二発電所 外部事象の考慮について 変更前後比較表